

国籍法違憲訴訟最高裁大法廷判決に関する会長声明

昨日、最高裁判所大法廷は、日本人の父と外国人の母の間に生まれ、父が出生後に認知した子ども10人が日本国籍のあることの確認を求めていた訴訟について、日本国籍を認めなかった東京高等裁判所の判決を破棄し、子ども全員に日本国籍のあることを確認する判決を言い渡した。

判決は、家族生活や親子関係に対する意識や実態が変化し多様化していること、諸外国においても法改正により婚外子への差別を解消する方向にあること、市民的及び政治的権利に関する国際規約及び児童の権利に関する条約にも児童は出生によっていかなる差別も受けないと規定されていることなど、国内的および国際的な社会的環境の変化などに鑑み、父母の婚姻を国籍取得の要件としている国籍法3条1項は、遅くとも2003年の時点では、出生後に認知を受けた婚外子に対する差別にあたり、憲法14条1項に違反するとの違憲判断を示した。

今回の判決は、国籍法上の婚外子に対する差別を違憲とした点において、かつ、国際人権基準に従って違憲判断を行った点において、画期的な判決であり、高く評価する。

国籍法をはじめとする婚外子に対する差別は、従前より、国連において、日本政府報告に対する国際人権自由権規約委員会の総括所見（1998年）、日本政府に対する子どもの権利委員会の最終見解（2004年）などで、その差別の撤廃が勧告されている。

当会は、国に対して、直ちに国籍法の差別的な解釈運用を改めるとともに、国籍取得の機会を逸してきた同様の境遇にある人たちについての救済措置をとり、また、この取扱いを明確にするための国籍法の改正を行うよう、求めるものである。

また、国の各機関に対し、今回の判決を受け、婚外子に対するあらゆる差別の撤廃を行うこと、及び、憲法及び国際人権法の基準に従い、日本社会のさまざまな差別的な取扱いを撤廃することを、強く求めるものである。

2008年（平成20年）6月5日

大阪弁護士会

会長 上野 勝